

# 第1回 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会次第

日 時 平成16年5月27日(木) 15:00～

場 所 岐阜市役所低層部4階 全員協議会室

1 開 会

2 委嘱状交付・委員紹介

3 市長あいさつ

4 委員長・副委員長選任

5 説明事項

- (1) 委員会及び部会について
- (2) 検討スケジュールについて
- (3) これまでの経過について
- (4) これまでの調査結果について

6 検討事項

今後の調査について

7 次回日程について

## 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 岐阜市北部において発生した産業廃棄物不法投棄事案（以下「事案」という。）について、支障の除去及び再生ビジョンの検討を行うため、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事案に係る調査に関すること。
- (2) 事案に係る対応策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会)

第7条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、利害関係者、学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境事業部産業廃棄物特別対策室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月6日から施行する。

## 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会部会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会要綱（平成16年4月6日決裁。以下「要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会（以下「委員会」という。）の部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、要綱第2条の所掌事務のうち、専門的な事項について調査検討を行うものとする。

(組織)

第3条 部会は、次のとおりとする。

(1) 技術部会

(2) 再生ビジョン部会

2 部会は、委員長が委員会の委員のうちから指名する委員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選により定める。

3 副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 部会の委員以外の委員会の委員は、部会の承認を得て会議に参加することができる。

(報告)

第6条 部会長は、部会の調査検討の経過及び結果について委員長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、環境事業部産業廃棄物特別対策室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会で定める。

附 則

この要領は、平成16年5月27日から施行する。

# 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会名簿

H16. 5. 27現在

| 氏 名                                    | 職 名                          | 備 考 |
|--|------------------------------|-----|
| 井 上 雄 三<br><small>いのうえ ゆう ぞう</small>   | 国立環境研究所<br>最終処分技術研究開発室長      |     |
| 大 野 涼<br><small>おお の りょう</small>       | 常磐自治会連合会長                    |     |
| 衣 笠 三 男<br><small>きぬ がさ みつ お</small>   | 岩野田北自治会連合会長                  |     |
| 木 村 正 信<br><small>きむら まさ のぶ</small>    | 岐阜大学助教授<br>(応用生物科学部生物資源生産学科) |     |
| 小 嶋 智<br><small>こ じま さとる</small>       | 岐阜大学教授<br>(工学部社会基盤工学科)       |     |
| 駒 宮 博 男<br><small>こま みや ひろ お</small>   | ぎふNPOセンター理事長代行               |     |
| 佐 藤 健<br><small>さ とう たけし</small>       | 岐阜大学教授<br>(工学部社会基盤工学科)       |     |
| 清 水 佳 子<br><small>しみず けい こ</small>     | 環境市民ネットワークぎふ代表               |     |
| 富 樫 幸 一<br><small>とみ がし こう いち</small>  | 岐阜大学助教授<br>(地域科学部地域科学科)      |     |
| 永 瀬 久 光<br><small>なが せ ひさ みつ</small>   | 岐阜薬科大学教授<br>(厚生薬学科)          |     |
| 西 川 弘<br><small>にし がわ ひろし</small>      | 岐阜市議会議員                      |     |
| 幅 隆 彦<br><small>はば たか ひこ</small>       | 弁護士                          |     |
| 林 政 安<br><small>はやし まさ やす</small>      | 岐阜市議会議員                      |     |
| 樋 口 壯 太 郎<br><small>ひぐち そう たろう</small> | 福岡大学大学院教授<br>(大学院工学研究科)      |     |
| 肥 後 睦 輝<br><small>ひご むつ き</small>      | 岐阜大学助教授<br>(地域科学部地域科学科)      |     |
| 藤 縄 克 之<br><small>ふじ なわ かつ ゆき</small>  | 信州大学教授<br>(工学部社会開発工学科)       |     |
| 吉 田 良 生<br><small>よし だ りお</small>      | 朝日大学教授<br>(経営学部情報管理学科)       |     |

(50音順)

(オブザーバー)

|                                      |                  |
|--------------------------------------|------------------|
| 橋 詰 博 樹<br><small>はし づめ ひろ き</small> | 環境省適正処理・不法投棄対策室長 |
| 藤 本 誠<br><small>ふじ もと まこと</small>    | 岐阜県不適正処理対策室長     |

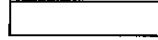
# 第1回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会席表

平成16年5月27日(木)

15:00~16:00

低層部4階 全員協議会室

副委員長 委員長



西川委員

幅委員

林委員

肥後委員

藤縄委員

吉田委員

井上委員

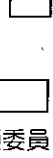
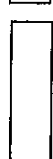
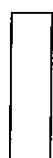
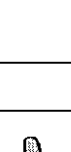
小嶋委員

駒宮委員

佐藤委員

清水委員

富樫委員



環境省 岐阜県

永瀬委員

市長

助役 助役

事務局

対策本部員

対策本部員

対策本部員

対策本部員

対策本部員

事務局

事務局

事務局

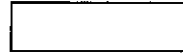
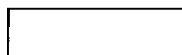
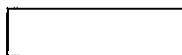
事務局



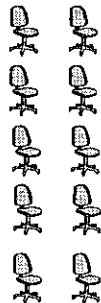
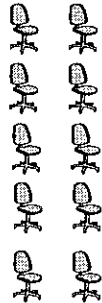
入口

入口

記者席



傍聴席



# 委員会及び部会について

## 1 目的

市内北部における産業廃棄物不法投棄事案について、廃棄物の支障除去及び除去後の再生ビジョンの検討等を、地域事情を勘案しつつ学術的専門領域に踏み込んで行う。

## 2 検討項目

- (1) 不法投棄の現状把握の検討
- (2) 生活環境保全上の支障又はそのおそれの把握と保全対策上の支障除去等の措置の検討
- (3) 再生ビジョンの検討

## 3 部会の設置

### 2部会を設置

- (1) 技術部会
- (2) 再生ビジョン部会

## 4 事務局

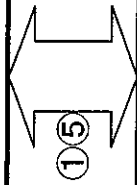
環境事業部産業廃棄物特別対策室

# 検討委員会・部会の位置づけ

## 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

- ① 事案の経過と事実確認
- ② 不法投棄の現状把握
- ③ 生活環境保全上の支障又はそのおそれの把握と支障除去等の措置

- ④ 不法投棄者、排出事業者の責任追及
- ⑤ 再発防止策の策定
- ⑥ 再生ビジョンの策定



### 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会

- ① 事案の経過と事実確認
- ⑤ 再発防止策の検討

### 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会

- ② 不法投棄の現状把握の検討
- ③ 生活環境保全上の支障又はそのおそれの把握と支障除去等の措置の検討
- ⑥ 再生ビジョンの検討



### 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会

- ① 事案の経過と事実確認
- ⑤ 再発防止策の検討

### 市民との対話

市民との対話の場を設定

### 技術部会

- ② 不法投棄の現状把握の検討
- ③ 生活環境保全上の支障又はそのおそれの把握と支障除去等の措置の検討

### 再生ビジョン部会

- ⑥ 再生ビジョンの検討



## 今後の調査について

### 場内

#### 調査内容

##### 1 埋設廃棄物調査

ボーリング調査、バックホウ掘削調査及び電気探査によって、埋設廃棄物量及び性状を把握する。また、場外まで含めた現地調査を行い、周辺の地形構造を把握する。

- ・ 廃棄物ボーリング調査(30m×30mメッシュ)・・・52地点
  - うち38地点：組成分析、目視分類・・・廃棄物層ごと
  - 14地点：有害物質分析・・・廃棄物層、土砂層、地山
- ・ バックホウ掘削：性状調査、地山位置確認・・・アスベスト、ダイオキシン類分析
- ・ 電気探査・・・ボーリング調査と合わせて、地山と廃棄物層の境界確定、量算出、また可能であれば断層の検出を行う。
- ・ 現地踏査・・・全体的な地質構造を把握

##### 2 水質調査

地下水の流動把握、地下水・公共用水域の影響をモニタリングする。

- ・ トレーサー調査・・・沢水にトレーサー物質投入、湧水までの流達時間を計測
- ・ 地下水位の一斉観測・・・観測用井戸で、地下水位を一斉観測
- ・ 水質調査・・・沢水及び湧水の定期水質検査、3回実施
- ・ 沢水、湧水の流量・電気伝導度等連続観測・・・降雨量との比較
- ・ 東西沢水の流量連続観測、電気伝導度・水温調査・・・地下水への汚染拡散モニタリング
- ・ 地下水位モニタリング調査、水質分析
- ・ 法面浸出水水質分析

##### 3 環境保全調査

- ・ 内部ガス調査（メタン、硫化水素等）・・・ボーリングのガス通気管から採取
- ・ 発生ガス調査（アンモニア等悪臭物質）・・・バックホウ掘削場所発生ガス採取
- ・ ルジオン試験（岩盤の透水性試験）・・・地下地盤の透水性を確認

#### 調査期間

約7ヶ月を予定

## 場 外

### 1 地下水モニタリング調査

調査地点：岐阜市椿洞周辺地内 4か所

調査月：16年8月、11月、17年2月

調査項目：地下水の全項目

### 2 原川水質モニタリング調査

調査地点：岐阜市椿洞地内 原川 2か所

調査月：①16年7月～17年3月（1回/月）

②16年8月、11月、17年2月

調査項目：①監視項目（pH、電気伝導度、塩素イオン、重炭酸イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、カルシウムイオン、マグネシウムイオン）

調査項目：②河川水の全項目

### 3 原川底質モニタリング調査（溶出試験・含有試験）

調査地点：岐阜市椿洞地内 原川 2か所

調査月：16年11月

調査項目：底質の全項目

### 4 土壌モニタリング調査（溶出試験・含有試験）

調査地点：岐阜市椿洞地内 民地 2か所

調査月：16年11月

調査項目：土壌の全項目

### 5 善商排水モニタリング調査

調査地点：岐阜市椿洞地内産業廃棄物中間処分場排水 2か所

調査月：16年7月～17年3月（2回/月）

16年8月、11月、17年2月

調査項目：排水の全項目

### 6 悪臭・大気環境モニタリング調査

調査地点：岐阜市椿洞地内産業廃棄物中間処分場敷地境界 1か所

調査月：16年8月、11月、17年2月

調査項目：悪臭及び大気環境の全項目

人と自然が共生できる環境整備に向けて

# 意見書

平成 16 年 5 月 20 日

常磐自治会連合会

会長

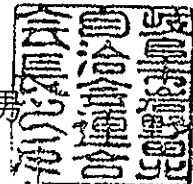
大野



岩野田北自治会連合会

会長

衣笠 三男



岩野田自治会連合会

会長

坂井富三郎



方県自治会連合会

会長

大野



## 意見書

岐阜市長 細江 茂光 様

私たち自治会連合会は、日ごろから、地域社会の発展に寄与することを目的に、市政運営のパートナーとして、地域づくりに積極的に取り組んでまいりました。

しかし、このたびの産業廃棄物の大量不法投棄事件は、椿洞地区に近接する地域住民に大きな不安と衝撃を与えています。

これを受け、地域住民が安全に、安心して暮らすことのできる環境と魅力に満ちた地域を創出し、次の世代に引き継ぐため、別記事項について、意見書を取りまとめましたので、格別のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成16年5月20日

## 記

このたび、椿洞地区において、大量の産業廃棄物の不法投棄事件が発生したことは、誠に遺憾至極に存じます。特に、指導権がありながら、これまで放置されてきた行政に対して、強い憤りを感じざる次第です。

緑に恵まれた豊かな自然環境を誇るこの周辺地域には、多くの住民が暮らし、また、岐阜市畜産センターには、県内外から多くの人を訪れ、愛され、親しまれてまいりました。

しかし、今回の事件は、地域住民に大きな不安と憂いを投げかけました。水・大気・土壌・山林など私たちの健康や農業、資産等に直接かつ深く関る大きな問題であると同時に、地域を愛する住民の心を深く傷つける、耐えがたき出来事であると受け止めています。

そこで、今後の対応方について、以下順に申し述べます。

- 一 現在、市におかれましては対策本部を設置し、環境面における安全確認や現況調査を鋭意進めておられるところですが、地域住民の福祉を最優先として、最良の方策をもって対処されることを、強く要望する。
- 二 今回の問題解決には、市の積極的な取り組みは当然のことながら、県・国の積極的な支援並びに広く市民の皆様のご理解・ご協力のもとに、良好で安全・安心の環境を確保する対策が必要であると考えます。環境保全対策と地区の再生に取り組むことにより、椿洞のイメージ回復を図る新たなまちづくりの展開を強く願うものである。
- 三 最後に、人と自然が共生する都市を標榜する岐阜市におきまして、まさに環境都市・岐阜の代名詞となるような格別の対応を図られることを念願する。

地域を愛し、より良い環境をはぐくみ、次の世代へ引き継ぐべく、今後ともまちづくりに参画し、協働してこれに取り組む所存であることを申し添え、以上、意見書といたします。